

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により収用又は使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成 20 年 6 月 20 日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

- 1 起業者の名称
米子市
- 2 事業の種類
市道内浜中央線道路改良事業（鳥取県米子市彦名町から富益町まで）
- 3 収用又は使用の裁決手続の開始を決定した年月日
平成 20 年 6 月 10 日
- 4 収用又は使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人

土 地						土地所有者		土地に関して 権利を有する 関係人			
所在	地番	地 目		全筆の地積 (㎡)		収用の裁 決手続の 開始を決 定した土 地の地積 (㎡)	使用の裁 決手続の 開始を決 定した土 地の地積 (㎡)	氏名	住所等	氏名	住所等
		土地の 登記記 録上の もの	現況	土地の 登記記 録上の もの	実測						
米子市彦名 町字富益境	6325	畑	雑種地	307	310.41	93.07	7.70	別記 のと おり	別記の とおり	なし	なし
	6326	畑	雑種地	357	354.11	111.29	9.20				

別記

平田 堅 米子市富益町 4124